

平成 29 年 2 月 28 日

第 2 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第2回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年2月28日(火)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	6	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	7	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について
4	8	農地法第3条許可申請について
5	9	農地法第4条許可申請について
6	10	農地法第5条許可申請について
7	11	農用地利用集積計画の調整について
8	12	農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供について
9	13	平成29年度農作業標準賃金(案)について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午後3時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第9号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 12番 瀬戸口 勇市 公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 2 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

5 番中原委員，7 番沖園委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 合意解約でございます。

日程第 2 号議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 6 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 7 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

解約面積は畑が 2 筆で 2,333 m<sup>2</sup>でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 6 号及び整理番号 7 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 6 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見

書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第7号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は2ページからになります。地図は3ページになります。

申請人は枕崎市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇さんで養豚業を営まれています。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番〇、〇〇番で、〇〇の〇〇〇〇を枕崎方向から過ぎ、〇〇〇〇から南に450m地点にあり、農用地区域の外周部に位置しています。

申請地は、太陽光発電施設用地として利用します。代替地は得られませんでした。農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われれます。

以上でございます。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号1号を、桑原委員をお願いします。

9番(桑原委員)整理番号1号について報告いたします。

2月11日、事務局の駒水係長、前原さん、城森委員、私と、申請人〇〇〇〇さんの立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇を過ぎ、〇〇〇〇から南に450m地点にあり、農用地区域の外周部に位置しています。

申請地に太陽光発電施設用地として利用する計画です。

代替地を4件決めましたが得られませんでしたとのことでした。

申請地の周囲は、豚舎、山林原野で、農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ない申請かと思われれます。

以上です。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第7号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号2号及び3号についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号2号

整理番号2号の申請地は、〇〇字〇〇〇〇番〇，畑，500㎡，です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，パート従業員，91歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，88歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の義理の妹にあたります。

整理番号2号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇〇〇より東側約300mの〇〇畑かん地区内に位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして，整理番号3号

整理番号3号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，194㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，72歳，〇〇にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，67歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号3号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇公民館から西側約270mの〇〇集落内に位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に，調査結果について，地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号2号を，中原委員お願いします。

5番（中原委員）農地法第3条許可申請について調査報告を行います。

2月17日現地調査を行いました。

〇〇〇〇さん，譲受人の娘であり，立会いをしてもらいました。

整理番号2号，〇〇字〇〇〇〇番〇，畑，面積は500㎡，譲受人，〇〇〇〇さん，譲渡人が，〇〇〇〇さんで，譲渡理由は贈与であります。

譲受人と譲渡人は義理の兄弟であり，譲受人は〇〇集落で茶の専業農家であります。

〇〇〇〇氏と共同で茶業に従事しております。

場所ですが，〇〇公園から東側へ約300mの畑かん地区に位置しており，北側及び西側は茶園，東側は道となっております。

申請地は譲受人が35年前から茶園として西側自己所有地と一体で管理してまいりました。

本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 次に整理番号3号を、桑原委員お願いします。

9番(桑原委員)整理番号3号について報告いたします。

2月12日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、〇〇集落の花き認定農家です。

申請地は、〇〇公民館から西側200mに位置し、南側は道、その他集辺は宅地です。

現在は不耕作で、小竹を伐採中であります。

権利取得後は野菜を栽培する計画とのことであり、問題のない申請かと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号2号及び3号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第8号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第4条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 はじめに、補足しますが、これから提案します整理番号1号及び5条申請整理番号3号は、同一申請人が、所有する一筆の土地でありましたが、転用目的が異なることや権利区分が異なることから、分筆し、申請を分けておこなうものであり、関連した案件となっております。

それでは、説明にはいります。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、1,404㎡外1筆

合計1,670㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、畜産業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電システム機器を設置し、太陽光発電による売電事業をするため。」とのことです。

3-7-1 農振除外と同時申請になります。

申請地は、3・4 ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇〇〇から南側市道へ450m入る〇〇〇〇南側に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も1,670㎡で太陽光パネル(324枚)49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。申請地北側及び西側は、今回、5条申請整理番号3号で提案します養豚施設、東側は雑種地、南側は、本人所有の農地です。

造成については現況のまま整地し、周囲境界には高さ20cmの畦畔及びフェンスを設置し、雨水は南側所有地から自然流下により水路へ放流し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

パネル間はそれぞれ2.6m程度の間隔は確保する計画で、隣地境界から約2.5m程度離して設置し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号を、桑原委員お願いします。

9番(桑原委員)整理番号1号について報告いたします。

2月17日、事務局の駒水係長、前原さん、城森委員、私と、申請人〇〇〇〇さんの立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇を過ぎ、〇〇〇〇から南に450m地点にあり、農用地区域の外周部に位置し、第2種農地でその他の農地です。

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

北側は養豚施設、東側は道、西・南側は原野です。

発電出力49.5kwの太陽光パネルを設置する計画で、26年5月30日付けの発電設備認定通知書の写しも添付してあります。

施設の周囲には盛土、フェンスを設置し、敷地には砂利敷きし、雨水は南側の

原野に放流する計画です。

また、南側から海岸までの土地は申請人の所有物であるとのことで、周囲に被害の恐れのないため、やむを得ない申請かと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号、農地法第4条許可申請の、整理番号1号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号2号

整理番号2号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，291 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，介護士外1名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家住まいのなので，申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は，14ページに掲載してあります。

〇〇〇〇・南側駐車場より南側約80mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が8戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は291 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地北側は雑種地ですが現況は耕耘準備された土地，東側及び南側は畑，西側は宅地及び雑種地です。

現況は，道路と同じ高さにするため，切土及び整地され，西側は，H29年1月に一般住宅で転用許可されております。

一般住宅への転用にあたり、分筆がなされており、境界にはブロック積みを施し、分筆後の周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

なお、〇〇番〇は、通路として整備され、通行に利用されるということです。

建物は高さは5.8mの平屋であり、農地より1.0m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画し、北側及び東側農地の所有者及び耕作者には、承諾を得ているということです。

雨水については、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号3号

整理番号3号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、772㎡外2筆、合計3,340㎡です。

借人は有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、養豚業です。

貸人は〇〇〇〇さん、養豚業です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は養豚施設です。

計画内容は豚舎4棟、汚水浄化施設1棟及び放牧場の設置です。

申請事由は、「豚の飼養頭数の増加により豚舎を拡張し、併せて汚水浄化施設を設置したいため。」ということです。

整理番号3号の申請地は、3・4ページに掲載してあります。

4条申請整理番号1号の北側に隣接し、〇〇〇〇敷地内に位置します。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された農業用施設の建設であり、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は3,340㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側は〇〇〇〇畜舎、東側は雑種地、西側は原野、南側は今回、4条申請整理番号1号の申請地及び農地です。

養豚施設への転用にあたり、南側境界には法面保護及びブロック積を施す計画で、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するということです。

建物は高さは3.1mの平屋であり、境界より7.5m以上控えて建築しており、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水は南側所有地から自然流下により水路へ放流し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

敷地内の排水については、汚水浄化施設で処理後、西側所有地へ素掘りを設け、地下浸透させる計画です。なお、市関係部局より承諾は得ているということです。

本件申請地は、申請人が平成8年12月から平成9年3月かけて、豚舎の増築及び汚水浄化施設を設置するため、養豚施設を整備していたもので、今回、太陽光発電施設の転用申請にあたり、敷地内の無断転用が判明したことから、当農業委員会指導により、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「許可手続きが必要であることを知らずに、施設を設置したことを反省するとともに、今後は、農地法を遵守し、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

周囲の農地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号を、城森委員お願いします。

8番（城森委員）整理番号2号の現地調査について報告いたします。

2月17日、桑原委員、事務局の駒水係長、前原さんとともに、行政書士〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

本申請地は、〇〇〇〇南側駐車場より、南東80mに位置します。

申請理由は、現在借家住まいのため、申請地に住宅を建てたいとのことです。

東側は畑、西側は宅地、南側は畑及び雑種地、北側は畑になっております。

周囲に土砂流出防止のためブロックを設置し、フェンスを設置するとのことです。

浄化槽は合併浄化槽であり、利水は西側の新設側溝に流すとのことです。

雨水も同様に西側の新設側溝に流すとのことです。

北側の農地から約1.6mほど離して平屋の家屋を建てて、軒高が約2.9mになりますが、日照通風等に支障を及ぼさないようにするとのことです。

本申請地は第1種農地の集落接続施設に相当します。

周囲に悪影響を及ぼさないことから、問題のない申請と考えられます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして整理番号3号を、桑原委員お願いします。

9番（桑原委員）整理番号3号について報告いたします。

調査日、申請地は農地法第4条申請と同じでございます。

転用目的は養豚施設です。

平成8年にウルグアイ対策として、国の補助事業、畜産環境整備特別事業で、豚舎、汚水浄化槽施設を設置して、現在まで養豚事業を営んでいるとのことです。

今回の農地法第4条申請で、農地転用がなされていないことが判明し、農地転用をするということでございます。

また、顛末書も提出してあり、現在なんら問題もおきていないということでもありますので、やむを得ない申請かと思われまます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 6 号，農地法第 5 条許可申請の，整理番号 2 号及び 3 号については，事務局の説明及び，調査員の報告のとおり，承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 10 号については，申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 7 号，農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7 号議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 16 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 14 号の 1 から 21 号の利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 7 名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 15 名で設定面積は，田が 1 筆で 325 m<sup>2</sup>，畑が 26 筆で 22,404 m<sup>2</sup>，樹園地が 2 筆で 1,405 m<sup>2</sup>でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号，農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号 14 号の 1 から 21 号までについては，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 11 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 11 号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，3 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 8 号，農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 8 号議案第 12 号農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)についてご説明申し上げます。

議案書は 17 ページ 18 ページになります。

賃借料提供の区分は各地域農業委員会が地域の実情に応じて区分し、区分毎に農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する農用地利用集積計画により収集した実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、実勢の賃借料を提供することになっています。

本市においては、田、畑、樹園地（茶）の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域での提供を行っています。

但し、田につきましては賃借件数が少ないため、基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに、市全体での提供を行っています。

なお、茶の樹園地につきましては、植栽前の農地については、適用しないこととします。但し、この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の問題のある農地については、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第8号、農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報（案）の提供については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、報告のとおり承認することに決定いたしました

次に日程第9号議案第13号、平成29年度農作業標準賃金（案）についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第9号、議案第13号、平成29年度農作業標準賃金（案）につきまして説明いたします。議案書は19ページになります。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会総会により承認し、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところであります。

鹿児島県の最低賃金が、平成28年10月1日付で改定され、1時間あたり715円となりました。

本市は、現在一般農作業賃金の日額は5,600円（以上）で、時間単価にしますと700円となり、これは県の最低賃金の時間単価715円を下回り、要件を満たしていませんので、鹿児島県の最低賃金715円に8時間を掛けて5720円となりますが例年通り10のけたを切り上げて、本年度は本市の一般農作業賃金の日額を5,800円（以上）に改定したいと考えております。その他の作業賃金については昨年変更したので、消費税変更の時期と考えております。

標準賃金の設定につきましては、今回、市の技連会に提案し、平成29年度（案）

を決定いたしました。

以上のように改定したいと考えております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第9号、平成29年度農作業標準賃金(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後3時35分閉会